

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

児童扶養手当に関する事務では、情報システムの保守業務を外部業者に委託している。委託業務契約において、情報の適切な管理を図るための措置を講じている。

評価実施機関名

丹波市長

公表日

令和8年7月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を児童扶養手当に係る以下の事務で取り扱う。 ・児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ・児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・児童扶養手当法第16条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・児童扶養手当法第28条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・サービス検索・電子申請機能での届出等の受理に関する事務 ・マイナポータルのお知らせ機能での通知に関する事務
③システムの名称	宛名システム、児童扶養手当システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名特定個人情報ファイル (2) 児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表 56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 81の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	丹波市 福祉部 こども福祉課
②所属長の役職名	こども福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒669-3464 兵庫県丹波市氷上町石生2059番地5 丹波市健康センターミルネ2階 丹波市 福祉部 こども福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒669-3464 兵庫県丹波市氷上町石生2059番地5 丹波市健康センターミルネ2階 丹波市 福祉部 こども福祉課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童扶養手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童扶養手当システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	Ⅱ-1.対象人数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修正
平成29年6月1日	Ⅱ-2.取扱数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修正
平成29年11月28日	Ⅰ-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		・サービス検索・電子申請機能での届出等の受理に関する事務 ・マイナポータルのお知らせ機能での通知に関する事務 ※事務概要追加	事後	子育てワンストップサービス導入に向けた特定個人情報保護評価書の見直し作業に伴う修正
平成29年11月28日	Ⅰ-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能 ※システム名称追加	事後	子育てワンストップサービス導入に向けた特定個人情報保護評価書の見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	Ⅰ-5. 評価実施期間における 担当部署 ②所属長	社会福祉課 課長 井尻宏幸	社会福祉課 課長 中村直樹	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
平成30年6月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	Ⅱ-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	Ⅰ-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 企画総務部 総務課	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 企画総務部 総合政策課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	Ⅱ-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	新様式への変更				
令和2年6月1日	評価の再実施				
令和3年7月16日	Ⅰ-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年5月16日	Ⅰ-5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	丹波市 健康福祉部 自立支援課	丹波市 健康福祉部 社会福祉課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和4年5月16日	Ⅰ-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	自立支援課長	社会福祉課長	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和4年5月16日	Ⅰ-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	〒669-4192 兵庫県丹波市水上町常楽211番地 丹波市 健康福祉部 自立支援課	〒669-3602 兵庫県丹波市水上町常楽211番地 丹波市 健康福祉部 社会福祉課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和5年1月13日	Ⅰ-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一 56項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第44条	・番号法第9条第1項及び別表第一 56項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条	事前	公的給付支給等口座登録の 項目追加による見直し。 重要な変更には該当しない。
令和6年12月24日	新様式への変更				
令和6年12月24日	Ⅰ-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一 37の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条	・番号法第9条第1項及び別表 56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴う修正。 重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「I 都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「I 都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条 (情報照会の根拠) 第31条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 81の項	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴う修正。重要な変更には該当しない。
令和7年3月18日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	丹波市 健康福祉部 社会福祉課	丹波市 福祉部 こども福祉課	事前	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和7年3月18日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	社会福祉課長	こども福祉課長	事前	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和7年3月18日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 健康福祉部 社会福祉課	〒669-3464 兵庫県丹波市氷上町石生2059番地5 丹波市健康センターミルネ2階 丹波市 福祉部 こども福祉課	事前	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和7年3月18日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 健康福祉部 社会福祉課	〒669-3464 兵庫県丹波市氷上町石生2059番地5 丹波市健康センターミルネ2階 丹波市 福祉部 こども福祉課	事前	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和8年7月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 ふるさと創造部 総合政策課	〒669-3464 兵庫県丹波市氷上町石生2059番地5 丹波市健康センターミルネ2階 丹波市 福祉部 こども福祉課	事前	システム標準化に伴う見直し作業による修正
令和8年7月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年5月1日 時点	令和8年7月1日 時点	事前	システム標準化に伴う見直し作業による修正
令和8年7月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	令和2年5月1日 時点	令和8年7月1日 時点	事前	システム標準化に伴う見直し作業による修正